

<報道発表資料>
(経済同時)

令和8年3月27日
京都市産業観光局地域企業振興室

京都市商業集積ガイドプランの見直し

京都市では、地域に密着した商業の振興を図りながら、望ましい商業集積を実現し、まちの魅力を高めるため、平成12年6月に「京都市商業集積ガイドプラン（以下「ガイドプラン」という。）」を策定し、地域特性に応じた適正な商業施設の配置を進めています。

この度、都市計画における用途地域の変更に伴い、ガイドプランの一部を見直します。

なお、ガイドプランは、「京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例」に規定されている京都市のまちづくりの方針の一つです。小売店の新設、改修等を計画されるに当たっては、事業の構想段階で早めに御相談ください。

【見直しの内容】

見直す箇所は以下のとおりです。（詳細は別紙の図面を御参照ください。）

●洛西ニュータウン

変更前	変更後
白地（ガイドプランの指定なし）	その他の商業系地域 店舗面積上限 3,000 m ²

●東高瀬川ビジネスパーク

変更前	変更後
産業機能集積ゾーン（らくなん進都：住居系） 店舗面積上限 1,000 m ² （※）	産業機能集積ゾーン（らくなん進都：工業系） 店舗面積上限 8,000 m ²

※幹線道路（都市計画において商業地域などに指定されている地域で、概ね幅員11m以上の道路）沿いは、店舗面積の上限を3,000 m²とする。

【見直しの施行日】

令和8年4月1日（水）

※見直し後のガイドプランは、本市ホームページに掲載します。

<お問合せ先>

京都市産業観光局地域企業振興室

電話：075-222-3340

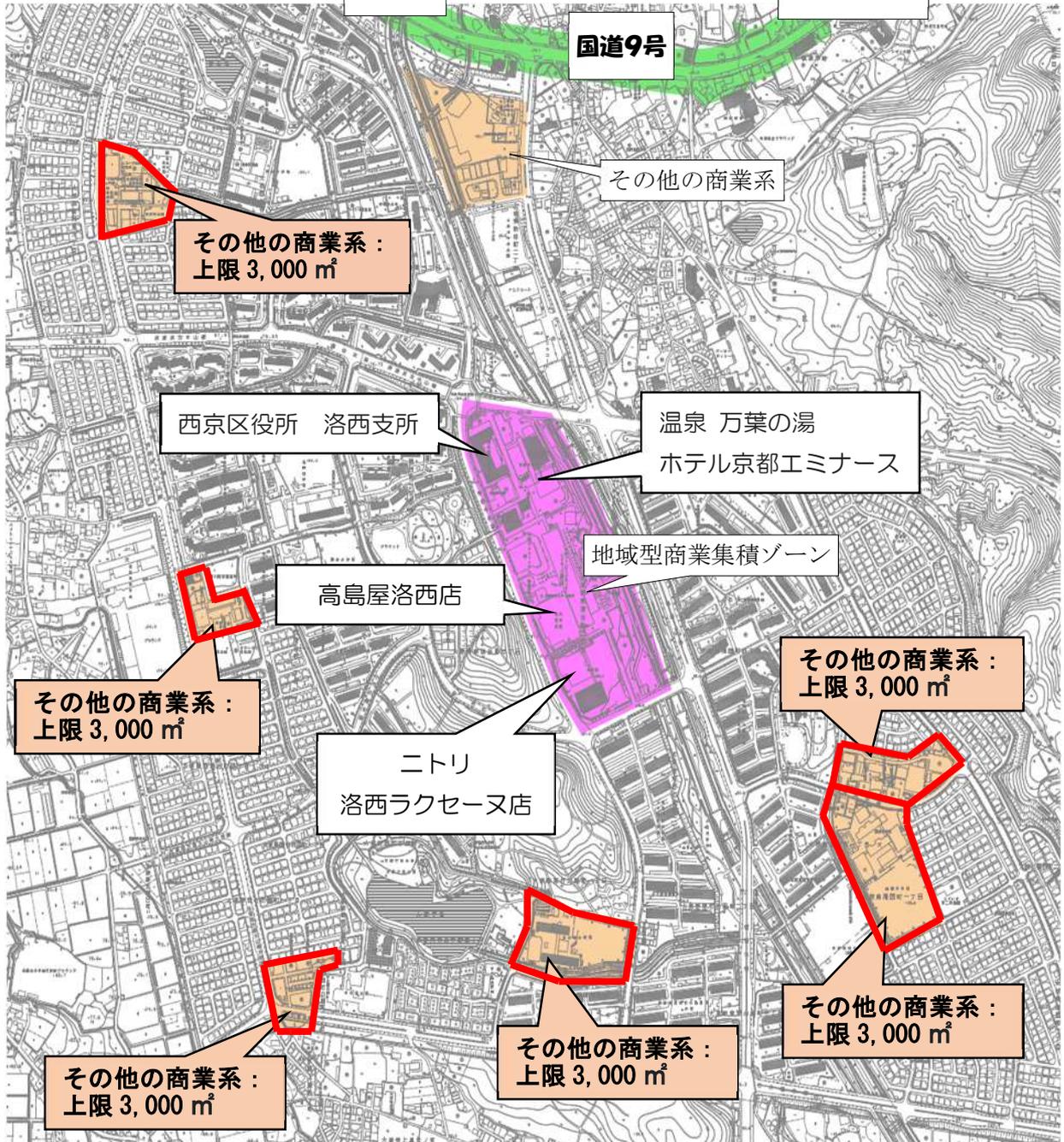
FAX：075-222-3331

メール：shogyo@city.kyoto.lg.jp

1 洛西ニュータウン

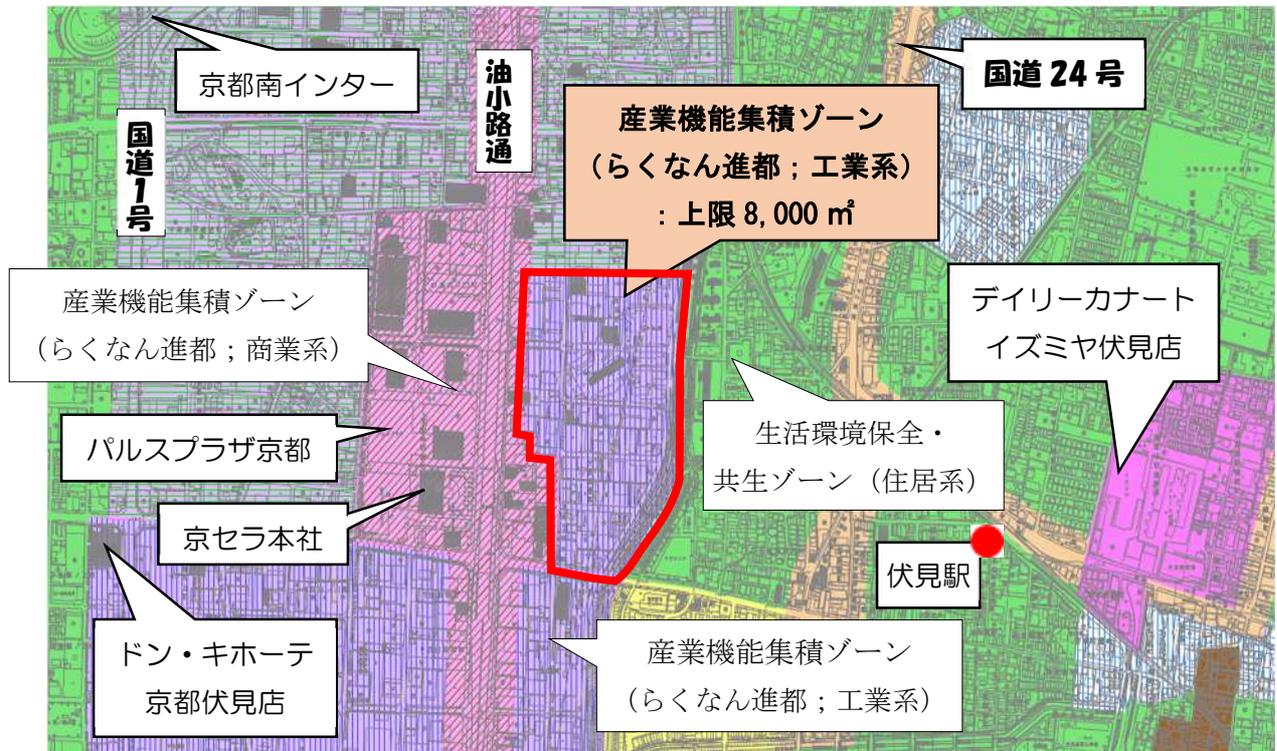
至、亀岡

至、千代原口



変更後：その他の商業系地域（上限 3,000 m²）

2 東高瀬川ビジネスパーク



変更後：産業機能集積ゾーン (らくなん進都; 工業系) (上限 8,000 m²)